

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング (2 6) 」

2. 日 時 : 令和 4 年 3 月 2 5 日 (金) 1 0 時 0 0 分 ~ 1 1 時 0 0 分

3. 場 所 : 原子力規制庁 1 0 階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

石井企画調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、田口安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、川村安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

長官官房 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

吉村技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他 2 1 名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー 他 1 名

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

- ※ 令和 4 年 2 月 2 5 日 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和 4 年 3 月 1 1 日 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和 4 年 3 月 1 6 日 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和 4 年 3 月 1 8 日 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁カワムラです。
0:00:05	ただいまから、3月25日のRFSの設工認申請に関するヒアリングを始めます。初めに、RFS側から出席者の説明をお願いします。
0:00:17	ヘイスウ東京事務所の方です。和智副町長から9名参加しております。
0:00:25	その他に同じこの会場から東京電力さんから三嶋グループマネージャーほか、合計2名、
0:00:33	その他に、日本で18年から、高田さんがウェブで参加しております。
0:00:39	東京側は紹介状です。もちろんお話しをお願いします。
0:00:44	こちら物本社です。武藤瀬川アカサカセンター長含め13名出席しております。
0:00:52	以上です。
0:01:02	はい。ありがとうございます。規制庁河村です。
0:01:06	それでは本日のヒアリングでございますが、前回同様にこちらからいただいている資料についてまず回答了承と、
0:01:16	その案件について、番号の方伝えさせていただきます。
0:01:23	よろしければ順次、お伝えいたします。
0:01:28	まず初めに、6条ですけれども、3月18日に回答いただきますコメント回答No. 0209-56 回維持というやつで、
0:01:41	許可制の観点から、自分の変位に関する記載と、田上に関する評価について記載することということですが、こちらいただいた回答の内容で、
0:01:56	了承ということでクローズしたいと思います。
0:02:00	続いて7条の地震関係に移ります。
0:02:07	こちら3月16日に回答いただきました。
0:02:11	コメント回答No.0113-06。
0:02:16	内容ですけれども
0:02:21	床宇都極生の10%価格に関する記載について、追記をしてくださいというものについていただいた回答の方で、了承を投じたいのでこちらについてもクローズといたします。
0:02:35	7条については以上になります。
0:02:39	続いて8条です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	八条の方は、
0:02:46	3月18日、閉会といただきます。コメント回答ナンバー0113-16回の1、
0:02:55	というやつで
0:02:58	麻生大臣、
0:03:00	扉の開運用のときの搬送台車の津波影響評価のはなごと、
0:03:09	バックが導入しようとするか、荷重が津波の初に包含されることの説明ですけども、こちらもいただいた回答で了承いたします。
0:03:21	衛藤。続いて9条関係で、
0:03:27	3月16日にご回答いただきましたコメント河合イトウN0-0113の27番。
0:03:36	外部火災の定義ですけども、チラーについてもいただきました回答で了承いたします。
0:03:47	続いてが、3月同じく3月16日、コメント回答ナンバー0209-85-甲斐1、
0:03:58	こちらについては降下火砕物と腐食の関連性に関するものですけどもこちらも、
0:04:06	いただいた回答で了承いたします。
0:04:12	続きまして、
0:04:15	3月16日に回答いただきますコメント回答N0. 0209-84の甲斐1次A、
0:04:24	A棟、降下火砕物と積雪の書き分けについての内容ですけども、こちらもいただいた回答で了承いたします。
0:04:40	続いてさ、9条関係で最後になりますけども、3月11日のコメント回答N0. 0209-86の甲斐市、
0:04:52	一次豚と二次ムタの塗装の扱いに関する、回答ですけどもこちらも、いただいた回答で了承いたします。
0:05:03	救助関係は以上になります。
0:05:07	続いて、
0:05:15	12条に移らせていただきます。
0:05:19	12条ですけども3月11日のコメント回答N0. 0209-51。
0:05:28	ですけどもこちらについて難燃性、
0:05:34	難燃ケーブルについて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	既認可からの変更があるかどうか整形の説明ですけどもこちら もいただいた回答で了承といたします。
0:05:49	申し訳ございません衛藤。
0:05:52	コメント回答N o. 0209-52 ですね、申し訳ございません。
0:05:58	12 条は以上になります。
0:06:01	続いて十四条に移らせていただきます。
0:06:06	17 条ですけども 3 月 16 日のコメント回答ナンバー0209-37 の開 示。
0:06:16	ですけども、こちら吸排気項の記載。
0:06:21	記載ぶりについて、
0:06:23	ての回答内容ですけどもこちらもいただいたもので、了承といた します。
0:06:30	続いて 18 条関係で 3 月 16 日コメント回答N o. 0209-四十三、 四十四、
0:06:41	甲斐 1、
0:06:42	ですけども、
0:06:44	こちらについては、放射線遮へい物の具体的な壁や天井、
0:06:53	間鼻 C ですね、こちらについてもいただいた回答で了承といたし ます。
0:06:59	もう 1 件が、3 月 16 日コメント回答N o. 02094344 の開示こちら も一緒ですけども、
0:07:08	エリアモニターによる間接的な実現についてですけども、
0:07:15	こちらはいいただいた回答で了承といたします。
0:07:19	まずいただいた回答の方で了承とする案件については以上になる んですけども、R F S 側から何かございますでしょうか。
0:07:32	A R F 東京事務所のですね東京側特にございません。元本社いか がでしょうか。
0:07:39	そう。
0:07:46	R F S ムタ本社シライです。武藤志賀も特にございません。
0:07:56	はい。規制庁川村です。承知いたします。では続きまして追加の コメントと新規のコメントの方に、
0:08:06	移りたいと思います。
0:08:08	新規のコメントなんですけどもまず、7 条の地震関係。
0:08:15	について、新規のコメントがございます。こちらですけどもノム ラさん、説明お願いしてよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:28	ちょっとすみませんちょっと、ちょっと訳が話せないんでちょっと5分ぐらい待ってもらえますか。
0:08:34	すみません。すみません。別の条文先にやっています。
0:08:47	そうしますとちょっと七条の事務、規制庁川村です。
0:08:54	ちょっと7条の、
0:08:56	実践関係については、一旦飛ばさせていただいて8条の津波の方に行きたいと思えます。
0:09:04	8条の津波ですけども、こちらちょっと本日コメントをしたものがないので私の方からコメントを読み上げるのみになってしまいますが、
0:09:17	2月25日に回答いただきますコメント回答。
0:09:22	0113の12番。
0:09:26	津波漂流物の選定についての大型性を選定していない理由。
0:09:32	に関する回答ですけども、こちらについて追加のコメント等がございます。
0:09:39	まず一つ目ですけども、使用済み燃料運搬船の離岸手順について説明があるものの、I O地球研究生については説明がないのでその離岸手順についても同様に説明すること。
0:09:55	二つ目のコメントが、使用済み燃料運搬船の離岸時に、②緊急2機により、輸送性を
0:10:05	何。
0:10:10	岸壁に移動とあるが、現金利益により岸壁に移動された輸送線が津波によって漂流物化しないことを説明すること。
0:10:20	2件コメン。
0:10:22	等になります。こちらについて、RFS側から何かありますでしょうか。
0:10:33	三つ本社座です。ポイント内容
0:10:38	了解しました。
0:10:41	統一いたします。
0:10:47	以上です。
0:10:49	はい。藤寿一カワムラです。
0:10:53	承知いたしました。そうしましたら次の条文に移らせていただきます。
0:11:00	続いて6条の外部事象関係になります。
0:11:09	9条の外部事象ですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:16	こちらがちょっと本日コメントした者がいないので、私の方からコメントの読み上げ人のみになるんですけども、
0:11:27	お伝えさせていただきます。3月16日、コメント回答ナンバー0209-9395回市で回答いただきました。
0:11:39	内容ですけども開口部からの飛来物の侵入の件に関してですね。
0:11:46	こちらについて、追加のコメントが2件。
0:11:50	ございます。
0:11:54	まず1点目ですけども、
0:11:58	コメント回答No. 0209。
0:12:02	9395回市、
0:12:05	Bさんのなお書きの記載において抗生剤のエネルギーをあわせて説明した上で、許可で選定した飛来物のエネルギーと、
0:12:15	津波の天井クレーン落下評価におけるくらいのエネルギーを対比させ、仮に蚕飛来物が開口部の構造等で、エネルギーの減衰しない状態で緩衝体及び三条物がない状態の、
0:12:29	金属キャスクに衝突したとしても金属キャスクの閉じ込め機能に影響を与えないことを説明する。
0:12:36	なおですけれども、説明内容として分けて記載してもいいが、
0:12:41	閉じ込め機能に影響を与えないという点においては6-1-4、
0:12:45	記載整理クラックによる金属キャスクの閉じ込め機能
0:12:50	傷の
0:12:57	確認での許容基準。
0:12:59	に対して、飛来物の長物荷重を考慮した評価が、
0:13:03	当該基準を満足することを明確に説明すること。
0:13:09	もう1件ですけどもコメント回答No. 020999395回1のP3、(1)から(3)において、抗生剤についての考え方をあわせて説明すること。
0:13:22	というコメント2件でございます。こちらについてRFS側から何かございますでしょうか。
0:13:30	RFSむず笹オザキです。いただいた2件のコメントにつきましては、コメント回答を改正する形で抗生剤の要素も入れまして、
0:13:42	提出したいと思います。以上です。
0:13:46	はい。規制庁川村です。よろしく願いいたします。
0:13:52	形状については以上になります。
0:13:58	続いて新規のコメン等で、15条、受入設備関係になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	こちらですけども新規のコメントが、
0:14:24	6件。
0:14:25	ありましてこちらもちょうと、本日コメントしたものがいないので、私の方からコメントを読み上げさせていただきます。
0:14:38	節2のホー01。
0:14:41	014-04回市に対するコメントでございます。
0:14:49	まず、仮置が外とたて起こし架台について以下の事項を説明することということで、1点目が改造工事の手順及び留意事項。
0:14:59	2点目が、Shareプレート加工方法及び施工後のコンクリートの接着状況の確認を。
0:15:08	3点目が新規アンカーボルトと鉄筋が干渉した場合の施工方法。
0:15:14	続いて検査課題について既設アンカーボルトと同じ位置に径の大きいアンカーボルトを設置しようとしているが、具体的な施工方法。
0:15:26	について説明すること。
0:15:29	これがまず1点目のコメントでございます。
0:15:33	2点目のコメントですけども同じ資料に関して、まず仮置架台についてが、
0:15:44	資料中のP31接着系アンカーボルトの有効断面積と接着系アンカーボルトの径の値が、
0:15:52	都政整合していない状況ですけども、後段の影響評価に、
0:15:58	影響はないか、説明すること。
0:16:01	続いて立て起こし外について3種類のアンカーボルトを使用する設計となっております。檀家ボルトと接着系アンカーボルトを使い分けている理由について説明すること。
0:16:14	例えば、更新課題の2点目が、P53で、接着機アンカーボルトの有効断面積と接着系アンカーボルトの径の値が成功性能していない。
0:16:25	こちらについても評価結果に影響がないか説明すること、それからシェアプレートの散歩を追記すること。
0:16:34	続いて、
0:16:39	検査課題の方になりますけども、
0:16:47	P76で定着し錯体と自主の付着強度により決まる場合の、
0:16:54	許容力の式、4-21が、同様の評価を粉P31借受課題につき2-42、及び、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:03	P56 立て起こし架台の臼杵さんの36と異なっておる状況で、検査課題だけ評価方法を変更した理由について説明すること。
0:17:14	それから検査課での新規アンカーボルトの寸法を追記すること。
0:17:18	これが2件目のコメントでございます。
0:17:23	続いて15条に添付し、申請書の添付、19番に関するコメントでございます。
0:17:32	1、一つ目が、工事が発生するアンカーボルトシェアプレート及び家財ベース部の仕様について、機器ごとに寸法数材料等添付19等に記載し説明すること。
0:17:47	二つ目が添付19各図目において工事が発生するアンカー部、アンカーボルトはどの線眼科ボルトに該当するのか、図中で明確にすること。
0:18:02	これが三つ目のコメントでございます。
0:18:06	続いて四つ目のコメントですけども、
0:18:12	申請書の53ページ2478ページ等の
0:18:17	搬送台車の記載のある、障害物等の設置を検知する装置の構造について、当該装置の位置構造と、衝突防止性能の確認として以下を説明すること。
0:18:32	ということで一つ目がセンター、センサー等の検知機構の構造及び位置、二つ目が政治色の建築より検知から停止動作までの機能を担保する構造。
0:18:45	三つ目が搬送台車の最大速度へのKAC対応能力。
0:18:51	四つ目が自動停止機能のうん。
0:18:55	これが4件目のコメントになります。
0:19:00	続いて5件目のコメントですけども、申請書の53ページ等の搬送台車の記載のある搬送台車のドライブユニットについて、
0:19:12	電源喪失時空気圧縮機の停止2における、
0:19:18	動作を説明すること。
0:19:22	続いて6件目のコメントになります。
0:19:26	精製所53ページ2478ページ等の搬送台車
0:19:31	が、記載のある停止、緊急停止機構についてスイッチ等の具体的位置、
0:19:39	と当該機構によって何が動作するのかを説明すること。
0:19:44	以上6件、15条に対して新規のコメントになります。
0:19:50	こちらについてRFS側から何かございますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:56	筒井。
0:19:57	はい。リサイクル燃料貯蔵の河津です。今いただきましたコメント6件について、内蔵サイズを見て、回答したいと思います。よろしく申し上げます。以上です。
0:20:10	規制庁川村です。よろしく願いいたします。
0:20:16	そうしました。続いて20条の方に移らせていただきます。
0:20:29	20条ですけども、まず、対カーのコメントになります。
0:20:41	こちらについても本日コメントしたものがないので読み上げだけになります。
0:20:47	3月18日に回答いただきますコメント回答No.0309の、
0:20:53	901067に対する追加のコメントがまず2件。
0:21:00	ございます。
0:21:05	コメント回答ナンバーぜ0309901067の1ページ目回答。
0:21:16	ただしがキー。
0:21:20	において、許可整合の観点から記載して記載しているとしているが例えば基本設計方針の別添1の、
0:21:30	汚染の拡大防止や添付15号線の拡大防止に関する説明書には、
0:21:36	ステンレス製等の密封容器を記載している。
0:21:40	一方で、廃棄物に係る基本設計方針や添付13-1廃棄物貯蔵室に関する説明書等には、
0:21:50	記載がなく、整合性が中途半端な規制になっている印象があるので、
0:21:55	許可と設工認申請書のステンレス製等の密封容器を記載しているすべての箇所を対象に、
0:22:03	許可整合の観点として基本設計方針と添付のそれぞれへの反映または反映しない理由を追記して説明すること。
0:22:13	同じ部分ですけども、
0:22:18	2点目のコメントが、
0:22:20	ステンレス等の密封容器については許可整合で記載すると説明があったが添付14放射線管理施設に関する説明書において、
0:22:30	放射線監視設備の設計法人等にステンレス製との密封容器の記載があるが局、これは許可整合なのか。
0:22:38	許可の該当部分とあわせて説明すること。
0:22:42	こちらが追加のコメントになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:47	続きまして 20 条に対して新規のコメントの方つ、2 件ございますので、
0:22:55	お伝えいたします。
0:22:57	1 件目ですけども、申請書 40 ページに記載のある汚染の拡大防止に対応する塗装範囲については、
0:23:05	受け入れ区域のみ、
0:23:09	という理解で良いか説明すること、あわせて 33 ページでは、不燃性材料の関係で貯蔵区域の壁。
0:23:18	塗装を記載しているがこれは汚染防止とは関係ないという整理でよいか説明すること。
0:23:38	それから新規のコメントで続いてが、
0:23:45	強化で廃棄物貯蔵室に保管廃棄するとしたステンレス製の密封容器については、ドラム缶に収納することが難しい廃棄物発生後に設工認の変更して、
0:23:58	認可を得ると説明があったが、ドラム缶に収納することが難しい廃棄物が発生してから設工認の変更認可を受けるまでの間の当該廃棄物の保管方法について説明すること。
0:24:12	とく以上が新規のコメントになります。
0:24:17	すいません追加のコメントがもう 1 件ありまして、
0:24:21	3 月 18 日のコメント回答ナンバー 0309-15 番、
0:24:27	廃液槽の件ですけども、こちらについ、
0:24:32	程度ついカーのコメントが 1 件ございます。
0:24:37	コメント回答 No.0309-15 の回答について、実態上は家城層が存在しないことは承知します。
0:24:45	許可整合の観点では許可通りに液体廃棄物の保管廃棄に係る機能が廃棄物貯蔵室タップされていれば問題ないので許可の変更については不要です。
0:24:58	ただし、許可に記載されている廃液槽は設置しないが、液体廃棄物の保管廃棄は許可の記載の、
0:25:06	記載通り、
0:25:08	廃棄物町財政実施するため許可との整合性が担保されていることについては、許可の説明内容からの変更点と種別の補足説明資料で整理して説明すること。
0:25:20	というコメントになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:22	以上が 20 条に対する追加のコメントと新規のコメントですけどもこちらについて、R F S 側から何かございますでしょうか。
0:25:37	はい、R F S カトウです。
0:25:39	俺、
0:25:43	耳と、
0:25:49	すいませんちょっと
0:25:51	コメント内容を、私の意図した
0:25:55	理解とちょっと違ってみたいなんでもう 1 回この辺、整理して説明をさせていただきたいと思います。
0:26:04	いいですか。
0:26:10	衛藤規制庁カワムラです。江藤、ちょっとこちらは、コメントしてるの方がええとウツミなんですけども、本日いないのとちょっと来週いっぱいも所用で席を外しておりました。
0:26:24	で、時間外になって申し訳ないんですけども時間外であれば電話等で、
0:26:31	そのコメントの意図とお伝えすることは可能だという、
0:26:35	ことでしたので、もしコメントの趣旨等を確認した場合はウツミの方に、
0:26:42	コンタクト取っていただければと思いますけどもいかがですか。
0:26:48	ぜひそうさせていただければと思います。
0:26:51	有井阿比留カトウです。
0:26:55	はい。規制庁河村です。よろしく願いいたします。
0:27:00	リサイクル燃料貯蔵東京事務所のです。
0:27:04	許可からの変更点について、別の補足説明資料でというお話がございました。
0:27:11	これまでお出しします③-1 という事業でですね評価からの変更点のご説明を差し上げておりますが、
0:27:18	そこでのご説明ということでもよろしいでしょうか。
0:27:39	アカサカですけど。
0:27:42	担当五月女さんいないんでわからないかもしれないです。そうです。
0:27:45	先ほど言われた小貫行ったんですけど、
0:27:50	許可の説明内容から変更してるっていうのは、
0:27:54	規制庁さんもそういう、
0:27:57	意識なんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:15	はい。規制庁の河村です。まずですけども、回答については丸さんの一井修正していただく形と、田部。
0:28:26	普通ですね1件一葉の形で回答の方出していただければと思います。
0:28:33	また許可との整合に関してちょっと
0:28:39	全体で
0:28:42	ウメキしてるわけではないんですけども、許可に関しては概念設計で設工認詳細設計ですので、詳細設計の段階に入った若干設計が変わってくるようなことっていうのは、
0:28:56	往々にしてあるような、
0:28:59	ことかなと思っておりますのでその設工認の段階で、
0:29:04	許可ではこうしておりましたがっていうのが、あるのではないかなと個人的には思っております。
0:29:10	アカサカですけど、ちょうど相当ステンレス製容器に関して多数深く関わってるかなと思ってんですけど、
0:29:24	許可と変わってる説明指導もってこいって書いてますよね今。
0:29:43	私の理解が間違ってるんだと言っていたらいただければと思うんですけど。
0:29:57	大城。
0:29:59	規制庁の河村です。
0:30:01	はい、はい液相については江藤許可では
0:30:08	液体廃棄物発生しないっていうようなことで、おそらく設けない。
0:30:14	という話にして、
0:30:16	とは思ってはいるんですけどまずその点はよろしいですよ。
0:30:24	リサイクルカトウですはい。許可段階では、廃棄物長谷だけが発生しないとしております。廃棄数を設けないとしております。
0:30:35	それだけ属性しないっていうか、
0:30:38	通常状態での突っ込まれる。
0:30:43	いいですよ、廃液処理系はないという、
0:30:46	通常発生しないのでっていうことで、
0:30:50	はい規制庁川村です。衛藤。
0:30:55	す。そういうわけでまず液体廃棄物の廃棄施設っていうのは、この施設、持たないものと理解はしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:05	そういった意味で万が一発生した場合には適切に処理しますっていう説明になるのではないかなと思ってんですけどもちょっとその辺ウツミ、
0:31:16	の方とす、コメントないと、ちょっと確認したいかと思えます。
0:31:21	また何でしたっけステンレス数の密封容器に関しましては、密封容器自体はおそらく安全機能とかそういったものはないので、
0:31:35	密封容器自体の認可を求めるものではないんですけども、固縛の方法については当然
0:31:44	確認しなきゃいけないのかなと思ってはおるんですけども、一方で今回ドラム缶持っとかもそうなんですけど、
0:31:52	要目表として出てこないんで、
0:31:57	添付計算書だけの変更認可ってあるのかなって個人的には思っているとこです。
0:32:04	江藤。
0:32:05	私の考えとしては以上になります。
0:32:12	赤坂です。ちょっと回答づくりながらですねご相談出ささせていただきますけれど、
0:32:17	我々事業許可と変更してるっていう考え方ないので、ただ記載についてはですね少し、
0:32:23	いやらしい
0:32:24	ちょっと、
0:32:26	はいそうそう。
0:32:27	について書いてるところに対してですね我々、
0:32:31	書いてしまっているんで、そこら辺についてはですね、前回の回答の中でですね、理解いただいた、思ったんですけど。
0:32:38	ちょっとまた回答を作ってますね、ご議論させていただければと思います。以上です。
0:32:46	はい。規制庁河村です。まず僕は施設に液体廃棄物を処理する施設がないっていうのはこちらも理解する通りで、
0:32:56	おそらくその申請書の中にはいきそうみたいな文言が、
0:33:01	残って出てくるので、これって何だっけっていうことになってるのかなと思うのでもう一度、我々の方でも、
0:33:09	コメントないとちょっと確認したいと思えます。
0:33:13	今の説明だとですね、我々法令に従って書いたところに対して言われているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:20	そこは、そしてせえが村當させ、理解していただければと思うんですけど。
0:33:26	今年のね、アカサカです。
0:33:36	はい。規制庁河村です。はい。ちょっと承知しますもう一度確認させていただければと思います。
0:33:44	規制庁の石井ですけども、赤坂さんの指摘はこちらもちょっと理解しましたので、もう1回ちょっとそのポイントは確認して、
0:33:52	適切にお伝えできるようにし、
0:33:55	できればなと思ってます。よろしいでしょうか。
0:33:58	赤坂です。よろしくお願ひします。
0:34:02	以上です。
0:34:08	規制庁河村です。よろしければ、ちょっともう戻っ。
0:34:15	ていただいて、
0:34:17	先ほど飛ばしておりました7条の地震関係について、
0:34:21	新規のコメントの方伝えさせていただければと思うんですけども、
0:34:26	野村さんよろしいでしょうか。規制庁野村です。河村さん耐震は吉村さんの2件は、もうさ質問したんですか。
0:34:38	伝えておりません。それじゃないですか。じゃあ、土肥ヨシムラさん、多分いらっしゃるんで、そちらは吉浦さんをお願いしようかなと思ってて、私の方からです。
0:34:49	はいちよすみません私の方から、
0:34:52	なんですが、
0:34:53	規制庁ノムラですが、えっとですね、これ私のコメントというよりも他の耐震な専門家と、管理官と話し合っ私も加わっ、
0:35:03	ちょっとコメントしようということになったものです。
0:35:07	内容としてはですね、杭の機能保持検討に用いる応力分布について、
0:35:13	地震応答解析結果に基づく杭の応力分布と比較して、妥当性及び保守性について説明すること。
0:35:21	ということになります。ちょっと私から補足なんですが、
0:35:26	えっとですね、杭のですね、曲げモーメントと剪断の、解析というか、計算ですね、主じゃ多分ちゃんの式だと思うんですけど、一般的な設計式をやってる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:38	使ってると思うんですね。一方で、例えば柏崎とか東海第2は、FLIP等を使ってですね、解析的に解いてる。
0:35:48	というのがあります。
0:35:50	で、御社解析的にやってないのはなぜかなということと、
0:35:56	他の炉で老老絡みでやってるっていうの。
0:36:00	もありましてあとは、例えばですね途中で硬い層があるので、
0:36:05	杭が途中で
0:36:08	急に折れ曲がるとかですね。
0:36:10	そういう懸念とか、あとは、ちょっと待ってください。
0:36:15	そうそう
0:36:17	えっとですね、杭の上下で配筋が違うんですね。だから、
0:36:22	ですねちょっとですね下の方で、
0:36:26	上の方ほど大きな曲げモーメントが出なくても、果たして大丈夫なのかとかですね。
0:36:32	いくつか懸念があって、解析的に、
0:36:36	やった結果に比べて本社の使ってるシキイっていうか
0:36:42	手法が保守的ですよってことを説明していただきたい。
0:36:47	ということなんですね。
0:36:49	ええ。
0:36:50	私から補足はそうなるんですが、
0:36:53	よろしいですかね。
0:36:58	はい。
0:36:59	はい。リサイクル燃料貯蔵の寺山です。
0:37:03	今ご質問で伺ったことで、地震応答解析結果に基づくもの、
0:37:11	と比較してということで、ご質問いただいたの、コメントいただいたのですが、弊社の方で行っている機能試験等の区域の位置検討におきましては、
0:37:23	建屋の地震応答解析から求まる栗栖藤野先生、建屋から杭に伝わるせん断力及び地盤の仕様とか域から求まる
0:37:35	aと地盤の変形を杭入れまして、CAPEの3.3-3制を行っております。そういう意味で地震応答解析に基づく、
0:37:47	杭の検討というものは行ってることで考えているところなのですが、そういうところをちょっと今のご説明ということで、
0:37:58	考えてるんですけどそのあたりではちょっと違うということの認識なのでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:06	規制庁野村ですけど。ですね言いたいことはわかるんですけど、例えば入力の地震動の特性、
0:38:15	匂っとかですねあと地盤の条件とかで、多分、応答変わってくるんじゃないかなと思うんで、2、2 事件に3次元とは言いませんですけど、二次元の振り幅一等で、
0:38:30	やってみる。
0:38:31	必要があるのかなというふうに、我々は考えている。
0:38:36	ですね。
0:38:37	液状化しないなら、
0:38:41	どう、どう、良い、良いて言われるかもしれないんですけどね、ちょっと液状化の話はまだ片づいていないんで、
0:38:49	ちょっとうん今のところそうし、
0:38:53	いろいろなことを考えると、やはり解析的なものと比べて御社のやってる手法が保守的だっていうことをちゃんと説明して欲しいっていうこと。
0:39:03	ですよ。
0:39:05	ちょっとですねこれ以上の説明はちょっと、ちょっと専門家の方と、こちらの専門の、もう一つちょっと話し合わなきゃいけないんで、質問、承る提案したいんですけど。
0:39:18	いかがでしょうか。
0:39:21	1点だけよろしいでしょうか。
0:39:23	先ほどちゃんと式というお話があったんですけど我々はですね、地盤の地盤ばねとそれから杭体をモデル化して、
0:39:33	側面に地盤ばねをつけて上から慣性力をかけてモデルを作って、
0:39:38	そういう意味では手計算ではありませんので、ちょっと全くあったらそこができ、
0:39:44	規制庁の村下の手計算とは言ってないですもちろんそれは
0:39:48	株式というあれだけのものを、あれだけのものを作ってるんですかその辺の検討はしてると思うんですけど。
0:39:55	ただやっぱり柏崎は東海第2で、実際、やっぱりやってるといっか、柏崎なんかは逆に可視解析だけを使って、
0:40:05	評価してるっていうのはありますので、
0:40:09	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:10	すいません、ちょっと長くなりまして申し上げます。回答としてお返しします。それで、液状化しないという前提で我々考えてますんで、
0:40:22	その前提で我々がやっていこうと。文字を起こして回答でお見せいたします。回答いたします。ありがとうございました。
0:40:30	はい。規制庁の郷です。お願いします。
0:40:33	あとすいません吉村さんいらっしゃったら吉羽さんにちょっと話して欲しいんですけど。
0:40:39	はい。可能であれば、いや、こちらの話です。
0:40:48	はい。吉村ですけど、別の案件ですよ。私の方、お願いします。
0:40:54	はい。
0:41:00	規制庁の吉村です。今ちょっと今、国の質問ですけどちょっとそれとは別にですね2件ほど、
0:41:09	受振に関して確認をお願いしたい点があります。
0:41:13	1点目はですね、これ波及的影響に関する評価ですけど、
0:41:20	いわゆる上位の設備への波及的影響について基本的には申請対象機器なんですけど、
0:41:26	衛藤。
0:41:28	申請対象機器以外でですね。
0:41:32	の機器についても、今回の申請対象設備2、
0:41:36	影響を及ぼす波及的影響を及ぼす機器が何か、
0:41:40	規格二院されてると思うんですがその辺について説明をお願いしたいと思います。
0:41:47	これなぜかというところ最近ちょっと具体、最近別納審査等ですね、
0:41:52	例えば重要な機器のそば2、
0:41:56	鉄製の階段でみたいなんです、階段みたいなものがある、そういったものが実際の評価で落ちてるみたいなケースもありますので、そういった面で見ると申請対象機器以外でも、
0:42:10	影響があるものはないか確認結果について説明をお願いします。
0:42:15	これが一つ目です。
0:42:18	ちょっと続けてに、もう1件、
0:42:23	追加のコメントを説明しますが、これは
0:42:26	申請書の耐震設計の基本方針の器差の内容なんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:33	ちょっと具体的に言いますと
0:42:36	いわゆる機器配管系のこれ、Sクラス数、
0:42:43	荷重の組み合わせに関し、関して例えば申請書でいうと397ページ。
0:42:49	前後にですね荷重の組み合わせの考え方は出てますがクラス別に記載されてるんですが、
0:42:56	機器配管系のスクラ数の、地震荷重の組み合わせについてこの基本方針では、
0:43:03	例えば
0:43:06	弾性設計用の受信度SGに対して、
0:43:12	組み合わせる受振というのが、
0:43:15	基本的に常時作用してる荷重それから貯蔵時の状態で作業してるか中、
0:43:22	それぞれ以外金属キャスクの取り扱い時で作業してる荷重、こういったものを組み合わせると。
0:43:28	結城さになってるんですが、
0:43:32	もう今回、Sクラスのものつつたら金属キャスクと貯蔵架台しかないんで、
0:43:37	その荷重の組み合わせ、実際評価してるページの荷重の組み合わせを見ますと、
0:43:45	例えば繰り上げ回収ってというのは当然入ってないんで、そうします等、基本方針に書いている金属キャスクの取り扱い時の
0:43:56	中ってというのは含まれてないんですが、ちょっと基本方針の記載と合わないんで、
0:44:01	この辺の記載内容が、実際の申請と比べて正しいのか確認をして、必要であれば修正をしていただきたいと思います。
0:44:14	以上2件です。
0:44:19	リサイクル燃料貯蔵ベースで1件目の局面で確認したいんですけども、申請対象機器、設備以外についても大蔵武藤で抽出して確認者でその確認、
0:44:33	結果をご提示するような形でよろしいでしょうか。
0:44:44	例えばこういうところを見て実際、対象となるものがなければないという答えでも結構ですので、実際確認した
0:44:54	細かい点は、結果と、全部見たとかそういうの傾向だったと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:02	確認して実際それが影響ない、なかったということを報告していただければいいと思います。
0:45:11	はい、了解いたしました。抽出した設備で、照明灯とかそういったものを、
0:45:17	と、そういうところまで見てますよという形のコメント回答を記載の法人数、ありがとうございます。
0:45:26	どうぞよろしく申し上げます。1点目の方に続いてですけども、
0:45:32	こちらも記載内容を確認した上で回答したいと思います。
0:45:36	1歳半ちょっともらってさ。以上です。
0:45:43	回答の方よろしく申し上げます。
0:45:55	規制庁川村です。本日お伝えするコメントについては以上なんですけども、
0:46:03	他、規制庁側でコメントある方っていらっしゃいますか。
0:46:11	規制庁赤石です。
0:46:13	岡村さんすみません、12条のコメント、内海さんの追加コメントってコメントされましたっけ。
0:46:38	12条のコメントって何でしたっけ。
0:46:43	藤。
0:46:44	難燃性ケーブルの、
0:46:51	既設アカイシです。
0:46:53	難燃性ケーブルの話のところのコメントだったんですけども、
0:47:00	ちょっと、可能であれば会社さんコメントしていただけますか。はい。規制庁赤石です。
0:47:10	すみませんもしすでに1回コメントしてたら申し訳ないんですけど確認のためちょっともう1回だけ。
0:47:16	コメントさせていただきます。
0:47:18	藤。
0:47:19	すでにコメント回答いただいてる、
0:47:24	難燃ケーブル難燃性ケーブル等の話の部分でなんですけども、
0:47:30	今
0:47:31	金属キャスクに直接接続するケーブル以外については難燃性ケーブルを使うとされているところで、
0:47:39	J I S 同等以上の
0:47:41	っていう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:42	記載されていると思うんですけども、この同等以上という部分は、何をもってこの同等以上になってるっていうところを判断されているのは判断されるのか。
0:47:54	その辺をちょっと説明していただきたい。
0:47:58	いうコメントなんですけれども、いかがでしょうか。
0:48:06	はいリサイクル燃料長の本橋シライです。
0:48:10	コメント内容理解しました。コメント回答資料ということで、整理して回答したいと思います。
0:48:18	よろしくお願いします。
0:48:20	規制庁赤石です。すいませんよろしくお願いいたします。
0:48:27	私からは以上です。
0:48:30	自転車カワムラです。徒歩カーえとアカイシさん、私コメント漏れてるものってないですよ。
0:48:39	規制庁赤石です。
0:48:41	今んところはないと思います。
0:48:44	私の気づいた範囲では、はい。以上です。
0:48:47	はい。規制庁河村です。ありがとうございます。衛藤他で、
0:48:54	規制庁側から筒井カーのコメントとある方っていらっしゃいますでしょうか。
0:49:06	なければ、全体統制、R F S側から何かございますでしょうか。
0:49:16	R F S東京事務所どうです。東京は特にございません。本社お願いします。
0:49:24	R F Sむつ本社シライです。
0:49:28	ムタ本社側も、
0:49:29	特にございません。
0:49:33	はい。ありがとうございます。規制庁川村です。なければコメント電通等については以上にしたいと思います。最後に
0:49:44	別件になるんですけどもちょっと状況確認をさせてください。
0:49:49	前回全体のヒアリングというか立入で3月の11日に
0:49:59	波の受け入れ区域の評価と液状カーについてヒアリングさせていただいた。
0:50:06	んですけどもそこからちょっと2週間ほど経ってるんですけども資料の準備状況等、
0:50:14	ご説明をお願いできますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:21	すいません。衛藤新井塚でございます。液状化につきましては資料改訂したものを本日お出しする予定にしております。
0:50:29	それから何だ。建屋の褶曲の話は、ちょっと計算とか所見をいろいろ出さなきゃいけないんでちょっと手間取っております。まだちょっと、
0:50:40	お出しできる段階にありません。ちょっと
0:50:43	なるべく遅くならない中で思ってますけれども1週間に1週間のうちにお出しできるように、整えたいと思っております。以上でございます。
0:50:56	末田カワムラです。承知いたしました。資料の方提出いただきますこちらで内容確認させていただいて、
0:51:07	また全体でヒアリングの方、
0:51:11	設定させていただければと思っております。
0:51:15	私の方からは以上になります。
0:51:20	他、特になければ、本日のヒアリングについてはこれで終わりにしたいと思えますけれども、イシイできるだけいいですか、すみません。
0:51:30	最後に、ご説明があった今の終局の部分をまとめてるということだったので
0:51:38	提出しますっていう時期だけではなくて大体どのくらい一にめどが立つそうですっていうのがわかったら、適宜情報共有していただける。
0:51:47	頭いいかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:51:51	植竹でございます。見通しも含めて、わかった段階でご連絡差し上げたいと思えます。以上です。
0:51:58	規制庁一井ですよろしく申し上げます。以上です。
0:52:05	伊勢高村です。ありがとうございます。
0:52:08	ほかに。
0:52:10	なければ、以上で本日のヒアリングについては終わりにしたいと思います。
0:52:16	よろしいでしょうか。
0:52:21	本日のヒアリングについてはこれで終わりにします。
0:52:24	ありがとうございました。
0:52:27	ありがとうございました。どうぞ。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。